

繋ごう農地・繋ごう農地バンク

農地中間管理事業



農地中間管理事業は、
農業の生産性の向上に資することを目的とし、
農地中間管理機構が農地を借り受け、
市町村の「地域計画」に沿って、
まとまりのある形で担い手に貸し付ける事業です。

農地を貸したい。農地を借りたい。
そんなときは、お近くの市町村・
ＪＡ・市公社などの地域の窓口にご相談ください。

●市街化区域外の
農用地等が対象

農地中間管理事業のしくみ

高齢で
農作業が
できない。

農地を
相続したが、
農業はしない。



貸出希望者
(出し手)

貸出し

農地中間管理機構

- 農用地等の借受
- 地域計画に沿った
担い手への貸付
- 必要に応じ、土地
改良事業と連携

分散した農
地をまとめ
て効率よく
営農したい。

規模を拡大
したい。



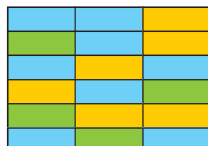
地域の農業
を担う者
(受け手)

貸付け

連携・協力 窓口委託

市町村・農業委員会、ＪＡ・市公社

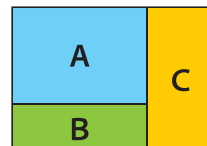
地域計画の実現に向けて目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施します。



【現況】

農地の集約化

地域計画に沿った
担い手への貸付



【地域計画の目標地図】

市町村・ＪＡ・市公社などの相談窓口は、機構のホームページに掲載しています。

愛知県農地中間管理機構
(公益財団法人 愛知県農業振興基金)

〒460-0003
名古屋市中区錦三丁目3番8号 J A あいちビル西館
TEL 052-951-3288 E-mail nochi@aichinoshinki.or.jp

農地中間管理事業の手続きの流れ

農地を **貸し** たい人（出し手）

① 貸付の相談

- ・農用地等を貸したいときは、市町村またはＪＡ・市公社など地域の相談窓口でご相談ください。
- ・農用地等の場所、貸し借りの条件などを調査・確認させていただきます。

② 農用地貸出希望申込書等の提出

- ・「農用地貸出希望申込書」「農用地利用集積等促進計画」等の用紙を市町村やＪＡ・市公社など地域の窓口で受け取り、記入して提出します。

③ 貸借の調整

- ・貸付期間、賃料などの貸付条件を調整します。

④ 農地中間管理権の取得

- ・条件を整え、県より農用地利用集積等促進計画が認可されると、農地中間管理権の設定を受けます。

農地を **借り** たい人（受け手）

① 目標地図への記載確認

- ・市町村が策定する「地域計画」の「目標地図」に記載された「地域の農業を担う者」に貸付けが行われます。市町村の農業関係相談窓口「地域計画」の「目標地図」に記載されているかご相談ください。

② 借受予定者の選定

- ・地域計画の区域内では、「地域計画」の「目標地図」に記載された「地域の農業を担う者」が借受予定者として選定されます。
- ・地域計画の区域外では、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められた場合に、農業委員会の要請に基づき貸付等を行います。市町村の農業関係相談窓口にご相談ください。

③ 利用権の設定

- ・条件を整え、県より農用地利用集積等促進計画が認可されると、農用地等の利用権が機構から借受者へ設定されます。

農地中間管理事業を利用するメリット

出し手

- 1 農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）は、農地中間管理事業を行うことを目的とした組織として、県から指定された機関であるため、安心して農用地等を託すことができます。
- 2 契約期間終了後は、農地が戻ります。
- 3 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の優遇措置が適用されます。

受け手

- 1 農地の規模拡大や農地の集約化により、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 2 借入期間中は安心して耕作ができます。
- 3 農地貸借に係る手続きが楽になります。
※国の補助金の要件になる場合もあります。（補助金の種類により条件が異なりますので、該当の国の補助金担当者にお問い合わせください）



農地集約化促進事業の概要

対象となる農地 ～ 全域が同一の地域計画に含まれている「地域」です。
活用用途 ～ 支援金の用途は、話し合いにより地域で決めることができます。

1 集約化加速タイプ

地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地中間管理事業を通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地（※1）
面積の割合が集約化目標年度（※2）までに増加
すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a

②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地中間管理事業を通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積の交付単価は、5万円/10a

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

○いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者（③の場合、事業実施年度の前年度の2月末時点で地域計画に位置付けられていない新たな耕作者）に転貸することが必要です。

（※1）「団地」とは、一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。

（※2）集約化目標年度とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。

2 地域集約化実現タイプ

集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

（交付要件）① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上

② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地中間管理事業の活用率（※3）		交付単価/10a
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

（※3）事業の活用率とは、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

1. 集約化加速タイプと 2. 地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円/10a

最大7.6万円/10aとは、1の②（＝5万円/10a）と2の中山間地域（＝2.6万円/10a）の両方に該当する農地の場合



農地中間管理事業Q&A



Q1 地域計画とは。

- (A) 農業者や地域のみなさんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。農地の効率的利用のため、耕作者ごとに集約した「目標地図」を作成します。市町村が取りまとめ、令和7年3月末までに公告しました。地域計画は今後も協議は継続され、必要があれば変更しブラッシュアップされていきます。機構はこの「目標地図」を基に地域計画に沿った農地の貸し借りを進めていきます。

Q2 機構はどんな農用地等でも借り受けてくれるのですか。

- (A) 「農用地等として利用困難な場合」や「受け手が見込まれない場合」など貸し付ける可能性が著しく低い場合は借り受けできません。

Q3 農用地等の賃料金額はどうなりますか。

- (A) 当該地域における整備状況等が同程度の賃料を基本としています。水利費の負担やあぜ草刈り管理等の調整もありますので、その地域における通例を参考にして定める金額となります。

Q4 農用地等の賃料はいつもらえますか。

- (A) 機構が借り受けた農用地等については、8月1日を基準日とし、賃料はその年の12月末までに指定された口座に振り込みます。

Q5 農用地等を貸す場合、貸付期間は10年でなくてはならないのですか。

- (A) 貸付期間は10年以上が望ましいですが、出し手、受け手の事情によりそれ以外の期間で設定も可能です。しかし、受け手の農業経営の安定・発展のために、貸付期間はできるだけ長くなるようご理解をお願いいたします。

Q6 貸し付けた農用地等の契約途中の解約はできますか。

- (A) 受け手との合意により、契約の途中でも解約ができます。（合意解約）

Q7 契約期間中に出し手が死亡した場合の手続きはどうなりますか。

- (A) 市町村またはJ A等の窓口へ、「所有者変更後の登記事項証明書」または「遺産分割協議書」を添えて、名義変更届（様式E 1）をご提出ください。様式E 1については基金のホームページにも掲載しています。

Q8 農用地等を預けた場合の固定資産税のメリットはありますか。

- (A) 地域計画ごとに所有するすべての農地を、同一年に新たに中間管理事業に貸し付けた場合、10年以上の期間で貸し付けた農地の固定資産税は3年間1/2に軽減されます。

Q9 農地中間管理事業について、どこに相談すればいいですか。

- (A) 個別の案件は農用地等のある、市町村の農業関係窓口、J Aの営農相談窓口または市公社にご相談ください。
また、事業全般については愛知県農業振興基金（052-951-3288）にお問い合わせください。